

議案第85号関連資料

明石市個人情報保護法施行条例の制定について

1 制定の目的

本市の個人情報保護制度については、現在、「明石市個人情報保護条例」(平成13年条例第1号)の規定に基づき実施しているところですが、国の法体系一本化の方針により、令和5年4月1日以降は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)」が地方公共団体の機関(議会を除く)に対しても直接適用されることになります。

そこで、現行の「明石市個人情報保護条例」を廃止し、法の施行に関して必要な事項を定めた「明石市個人情報保護法施行条例」を新たに制定しようとするものです。

2 制定の概要

(1) 市独自の開示情報について(第3条)

個人情報の開示請求において、法は当該個人情報に含まれる公務員の氏名を原則不開示としていますが、本市では、職務の遂行に係る公務員の氏名について、現行制度及び公文書公開制度において原則開示としていることとの整合を図り、開示することにします。

(2) 個人情報の開示に係る費用について(第4条)

個人情報の開示に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの交付をする場合は、現行制度と同様に、写しの作成等に要するコピー代等の実費を徴収することにします。

(3) 開示決定等の期限について(第5条)

開示決定等の期限については、現行制度及び公文書公開制度との整合を図り、法の規定と異なる本市独自の期限を定めます。

	通常の開示決定等期限	延長期間
明石市個人情報保護法施行条例	開示請求があった日の翌日から起算して14日以内	30日以内に限り延長可能
明石市個人情報保護条例(廃止)	同上	45日以内に限り延長可能
法	開示請求があった日の翌日から起算して30日以内	30日以内に限り延長可能

(4) 明石市個人情報保護審議会について(第6条)

個人情報の適正な取扱いを確保するため、市長の附属機関として明石市個人情報保護審議会を引き続き設置し、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合等には、当該審議会に諮問することができることにします。

(5) 明石市個人情報保護条例の廃止について(附則第2条)

個人情報保護制度について、法が直接適用されることになるため、現行の明石市個人情報保護条例を廃止します。

3 意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果

意見なし。<2022年(令和4年)9月27日から10月26日までの30日間実施>

4 施行期日

2023年(令和5年)4月1日